

令和5年度 事業計画書

I 運営方針

公益財団法人として、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施する。

なお、年金担保貸付事業は、令和4年3月申込受付分で終了したため、「年金担保貸付終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書に基づき、当協会の今後の事業運営にあたる。

信用保証事業は、(独)福祉医療機構と協議のうえ、令和8年(2026年)4月末までに保証業務を終了させ、住宅団信事業は、厚労省、(独)福祉医療機構と連携して、早期に他の団体に事業を移管する方向で進める。

II 事業実施計画

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の適切な実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、令和4年4月貸付実行分(令和4年3月申込受付分)で、新規の保証引受は、終了したが、引き続き、次のとおり実施する。

・保証履行額

令和5年度の保証履行(計画)は、これまでの保証履行実績等を勘案し、件数で2,602件、金額で491百万円を見込むこととする。

(保証履行状況の推移)

年度	2019年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込)	令和5年度 計画
件数 (前年度比)	3,659件 (85.9%)	3,319件 (90.7%)	2,824件 (85.1%)	2,430件 (86.0%)	2,602件 (107%)
金額 (前年度比)	984百万円 (85.8%)	880百万円 (89.4%)	726百万円 (82.5%)	611百万円 (84.1%)	491百万円 (80.4%)
単価 (前年度比)	269千円 (100%)	265千円 (98.5%)	257千円 (97.0%)	251千円 (97.7%)	189千円 (75.3%)

(2) 求償債権の回収業務

死亡以外の理由で当協会が求償権を取得した債権の回収業務については、平成20年4月より一部の債権について、サービサー(債権回収会社)に委託してきたが、その費用対効果等を鑑み、今後においても引き続き、原則としてサービサーに委託する。

(3) 調査研究

年金受給者の福祉の増進に寄与するための調査研究については、令和5年度も引き続き実施しない。

(4) 金融機関に対する訪問連絡活動

従来、年金担保貸付の取扱い金融機関に対して、信用保証制度等に関する意見等の聴取のため、訪問活動を実施してきたが、その必要性を鑑み、令和5年度も引き続き実施しない。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

(1) 年金住宅融資に係る債務引受事業

債務引受事業については、平成2年以来、新規利用者はいない。令和5年度については、当協会の解散を踏まえた対応とする。

(2) 年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、現在の特約料で、期間損失が発生したとしても、剰余金でまかなえるため、令和5年度においても、引き続き、特約料を据え置き、事業を実施する。

なお、この事業については、検討委員会報告書に基づき、厚労省、(独)福祉医療機構と連携して、早期に他の団体に事業を譲渡するために、関係者間協議を進めているところである。

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	令和5年度	6.49 円	8.42 円	10.31 円

3 厚労省、(独)福祉医療機構等との打ち合わせ会の実施

年金担保貸付の信用保証事業の終了を見据え、当協会の安定的運営のためには、厚労省、(独)福祉医療機構とのこれまで以上の密接な連携が必要になることから、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら、必要に応じ、打ち合わせ会を実施する。

4 年金住宅団信事業移管に係る関係者間協議の実施

年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業については、他の団体への移管のため、厚労省、(独)福祉医療機構、移管予定先団体等を含めた関係者間協議を実施する。